

旭川医科大学医学部医学科の卒前・卒後一貫教育に関する検討会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学医学部医学科の卒前・卒後一貫教育に関する検討会議規程の一部を改正する規程

旭川医科大学医学部医学科の卒前・卒後一貫教育に関する検討会議規程（令和7年旭医大達第2号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 検討会議の庶務は、学務課の協力を得て、総務課が処理する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年6月2日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 検討会議の庶務は、学務課、<u>入試課及び経営企画課</u>の協力を得て、総務課が処理する。</p> <p>(略)</p>